第5章 景観重要公共施設の整備に 関する事項 [景観法第8条第2項第5号□]

第1節 基本的な考え方

多くの村民から親しまれる国道 265 号、国道 327 号、国道 388 号等の主要な道路、耳川等の河川や公共施設(景観法第8条第2項第5号ロに規定する特定公共施設)などは、景観の骨格をなし、地域のシンボルとなるものであるため、その整備に当たっては良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置づけ、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

また、国や他の地方公共団体に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

第2節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、公共施設管理者との協議の上、景観重要公共施設を指定します。

【指定基準】

- ①村の景観の骨格をなしている。
- ②村民にとって景観形成上、重要と考えられている。
- ③地域の景観の核として親しまれている、若しくは親しまれることが十分予想される。